

消費生活センターニュース

消費者 ひろば



高槻市立消費生活センター

ご注意!消費者のみなさん

2022年4月1日から成年年齢が18歳になります

消費生活センター登録団体の活動報告

製品安全情報

コイン形電池やボタン形電池の事故に注意

消費生活センターからのお知らせ

あなたの携帯電話、使えなくなるかも!?

子どもを事故から守る!子ども安全情報

調理器具によるやけど ~ 使用後も注意! ~



「おかしいな?」と思ったら、まずお電話を!

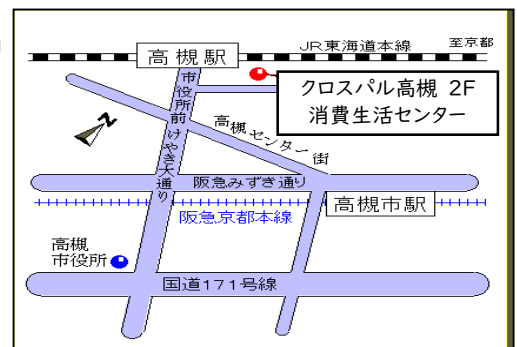
高槻市立消費生活センター

相談専用ダイヤル

072-682-0999

消費者ホットライン

188
いやや!
お住まいの市町村の
消費生活相談窓口を
ご案内します



〒569-0804 高槻市紺屋町1-2 クロスパル高槻2F

開館日:月~金曜日 9:00~12:00/13:00~17:00

(土日祝日・年末年始を除く)

ご注意!消費者のみなさん

2022年4月1日から成年年齢が18歳になります

これまで民法で20歳と定められていた成年年齢が、2022年4月1日から18歳に引き下げられます。それまで未成年だった18歳と19歳の若者も、法律上は大人として扱われることになります。

それでは、どのような影響があるのでしょうか。



成年になると1人で契約ができるようになります

18歳になったらできること(例)

- ・ スマホを契約する
- ・ ひとり暮らしのためのアパートを借りる
- ・ クレジットカードを作成する
- ・ ローンを組んで自動車を購入する

健康面への栄養や非行防止の観点などから、次のことについてはこれまで通り、20歳にしなければできません。

- ・ 飲酒 ・ 喫煙
- ・ 競馬、競輪、オートレースなどの公営ギャンブル

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は、未成年者取消権の行使ができなくなり、消費者被害が増えるおそれがあります。

若者に多いトラブル事例

相談事例1

マッチングアプリで知り合った異性に暗号資産の投資を勧められた。すぐに元が取れてもうかると言われ、消費者金融で借金をして投資した。もうけが出たので出金してもらおうとしたが、出金できない。

<アドバイス>

- うまい話はありません。知り合って間もない相手の説明をうのみにして、安易に信じないようにしましょう。
- 「すぐに元が取れる」などと言われても、借金してまで契約しないようにしましょう。

相談事例2

SNSの広告で見つけた美容クリニックへ無料カウンセリングに出向いたところ、1年間有効の全身医療脱毛を勧められた。クレジット60回の分割払いで、約35万円と高額だったので、いったん親に相談したいと伝えたが「今日限りの特別キャンペーン価格」と言われ、その場で契約してしまった。

<アドバイス>

- 美容目的の施術は多くの場合、緊急性がありません。「特別な価格は今日まで」などとせかされても、安易にその場で契約しないようにしましょう。
- 断る際に「お金がない」と言っても、クレジット契約などを勧められ、断り切れないケースもみられます。「契約しない」とはっきりと伝えましょう。
- 契約後、8日間以内であればクーリング・オフできます。

契約に関するさまざまなルールを理解して、その契約が必要かどうかをよく検討しましょう。

消費生活センター登録団体の活動報告

消費生活センターでは、市内で消費生活の安定と向上を目的として活動している団体へ、活動の場の提供などの支援を行っています。

大阪友の会高槻方面 令和3年度活動報告

コロナ禍も2年目となり、対面での活動は制限されましたが、ウェブ会議システムを使って交流し、少しずつ学びの場を継続しています。



<子どものいる家庭での取組>

子ども達の在宅時間が増え、生活リズムが崩れない工夫について話し合い、家庭での子どもが受け持つ仕事や、おこづかいの使い方などについて交流を続けています。

<SDGs についての取組>

消費者として「買いすぎ・食べ過ぎ・使い過ぎ」をしていないか、各家庭の生活を見直しています。また、プラスチックフリーについては、小さな活動でも報告し合って意識を持ち、暮らすようにしています。

<家事家計講習会について>

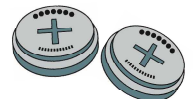
ウェブ会議システムを使って開催しました。ホームページの告知を見て、参加される方もおられ、家計簿のつけ方、予算の立て方など実例で示し、家計が豊かな時も、苦しい時も家計簿が我が家の指針になることをお伝えしました。

1月からは新しい予算を立て、健康で心豊かに暮らせる為に、しっかり予算を守る努力をしようと呼び合っています。その実体験を、今年の秋の家事家計講習会でみなさまにお伝えしたいと思っています。

製品安全情報

コイン形電池やボタン形電池の事故に注意

さまざまな製品で使われているコイン形電池やボタン形電池ですが、取扱いを間違えると火災や破裂につながります。事例を知って事故を防ぎましょう。



消費者庁イラスト集より

事故事例1

使用済みボタン形電池を樹脂製のかごに入れて、台の上に置いていたところ、その付近から炎が出た。

→ 使用済みの電池を絶縁処理せず、多数保管していたため、電池同士が電極間で短絡して発煙・発火したものと推定される。

事故事例2

玩具から取り外した使用済みのボタン形電池が破裂した。

→ 玩具にボタン形電池3個を直列で装填する際、新旧の電池を混用したため、古い電池が過放電状態となり、内部でガスが発生して破裂したと推定される。

事故を防ぐために

- ボタン電池の廃棄の際は、電極全体を覆うようにセロハンテープやビニールテープを貼る。
- 電池の取替えは製品に使用されているものすべてを同時に行い、新旧の電池を混合しない。

消費生活センターからのお知らせ

あなたの携帯電話、使えなくなるかも!?

新しい回線サービスの導入にともない、従来の回線サービス(3G サービス)が順次停止されます。一番早い携帯電話会社では、2022年3月31日をもって終了します。

長期間同じ携帯電話を使っている方は、電話、メール、インターネットがご利用できなくなる可能性があります。ご自身がお使いの携帯電話が今後も利用できるかどうかは、携帯電話会社に直接お問い合わせください。



買い替えをすすめられたときの注意点

- 3Gサービスであっても、携帯電話会社によって停止時期が異なります。ご自身の携帯電話がいつまで使えるか、まずは確認しましょう。
- 必ずしもスマートフォンに買い替える必要はありません。新しい回線サービスを利用した、従来型の携帯電話もあります。身近な人とも相談し、よく考えてから契約しましょう。
- さまざまなサービスや商品をすすめられても、内容がよくわからないものや、不要と思った契約はその場で断りましょう。

子どもを事故から守る!子ども安全情報

調理器具によるやけど ~ 使用後も注意! ~

消費者庁・国民生活センターには、使用後の調理器具に触れてやけどをした事故情報が医療機関から寄せられています。



- 夕食に鍋料理を食べ、後片付けをしていたところ、子どもがホットプレートに触り右手の手の平にやけどを負った。ホットプレートは電源をオフにしてから5~10分程度経っていた。(1歳)
- 使い終わった空のフライパンをガス台の上に置いて洗い物をしていたところ、子どもが手を伸ばして取っ手を引っ張った。落ちてきたフライパンが子どもの頬と腕に当たり、水ぶくれを伴うやけどを負った。フライパンは使用してから2~3分が経っていたが、まだ熱かった。(1歳)

子どもは大人よりも皮膚が薄く、やけどのダメージが皮膚の奥深くまで影響し、重傷となるおそれがあります。火や電気を用いて加熱する調理器具は、使用中はもちろんのこと、使用後もしばらくは高温になっていることがあるので、子どもが触れないようにしましょう。

フライパンや鍋の取っ手は、奥に向けることで子どもの手が届きにくくなります。また、キッチンが刃物など危ないものもあるため、ベビーゲートなどを設置して子どもが立ち入らないようにしましょう。

<参考> 子ども安全メール from 消費者庁
2022年1月18日 Vol.579 「調理器具によるやけど—使用後も注意!」

消費者庁では、「子どもを事故から守る!プロジェクト」として、さまざまな取組を実施しています。その取組の一つとして、メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」にて、子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識をお届けしていますので、是非ご活用ください。